

第3部

基本計画



第1章 地域の自然が育む豊かなまち

第1節 豊かな自然環境を次世代の子ども達に引き継ぎます

① 自然環境・景観の保全

《 現況と課題 》

本町は、青い海、緑の大地、澄んだ空気などの恵まれた自然環境と、暑寒別天売焼尻国定公園の指定を受けた焼尻島のオンコの原生林や天売島の海鳥の楽園を有しており、地域の特産品である海産物や農作物、観光資源など様々な自然の恩恵を享受し、特色あるまちづくりを進めてきました。

町民に安らぎを与えてくれる豊かな自然資源・財産を破壊することなく次世代の子ども達に引き継ぐため、自然環境保全の普及・啓発や環境美化活動への支援、街並み景観・美観の保全を図り、自然との共生によるまちづくりを進める必要があります。

《 基本方針 》

- 1 豊かな自然を活かした街並み景観を形成します。
- 2 大切な自然を後世に引き継いでいきます。
- 3 自然を生かしたまちづくりを進めていきます。

《 主な施策 》

- 1 美しい街並み景観の形成に努めます。
- 2 森を守り、保水、防災、川の汚染、生態系破壊の防止に努めます。
- 3 町民の環境保全に関する意識を高める普及啓発活動を推進します。
- 4 自然を保護する体制を強化し、美化運動などの環境保全ボランティア^{※41}活動を支援します。
- 5 羽幌町民が一体となったエコツーリズム^{※42}を推進し、豊かな自然環境の賢明な利用を進めます。



※41 ボランティア…営利を目的としない自主的な活動。

※42 エコツーリズム…自然環境の他、文化・歴史等を観光の対象としながら、その持続可能性を考慮する旅行、レクリエーションのあり方のこと。

② 緑化・公園整備の充実

《 現況と課題 》

本町は、市街地を取り囲む丘陵樹林地や防風林、旧羽幌川跡地に形成された観光レクリエーション^{※43}拠点として位置付けているリバーサイド地区、街なかの公園、緑地などのまとまりのある緑と、街路樹や並木などの線的な緑をつなげることで、潤いのある緑のネットワーク^{※44}を形成しており、はぼろバラ園は「道の駅」に登録され、市街地の観光拠点となっており、地域コミュニティの場としても多くの方々に利用されています。

また、農村公園についても、子ども達や家族連れ憩いの場として定着しつつあることから、老朽化等に対する整備を定期的に進めるほか、各地域に点在する児童公園の利用状況の再検証・統廃合を検討し、バラなどの植物の生育安定を図るなど、町民に憩いの場を提供していく必要があります。

《 基本方針 》

- 1 効果的な公園、緑地の配置に努め、交流と賑わいのあるまちづくりを進めます。
- 2 公園、緑地を整備し、町民の憩いと交流の場を広げます。
- 3 少子化に対応した児童公園の在り方を見直し、子ども達が安心して遊べる環境づくりに努めます。

《 主な施策 》

- 1 町民の憩いの場の形成を目的とする緑地の計画的な配置を検討します。
- 2 バラなどの植物の生育安定を図り、町民に憩いの場を提供していきます。
- 3 児童公園等の利用状況を再検証し、統廃合や在り方を検討するとともに、必要に応じて公園施設を整備します。



※43 レクリエーション…仕事や勉強などの日常生活の疲れを癒すための休養や気晴らし、または娯楽のこと。

※44 ネットワーク…網という意味の英単語。複数の要素が互いに接続された網状の構造体。

③ 海鳥の保護対策

《 現況と課題 》

天売島は数十万羽の海鳥が繁殖する世界有数の海鳥繁殖地です。繁殖地としてはウミガラス（オロロン鳥）や、ウミスズメは国内唯一、ウトウは世界最大となっています。しかし、ウミガラスをはじめとした海鳥の繁殖はここ数年減少が続いています。海洋環境の悪化によるエサ資源の減少や天敵の増加などの原因があり、これらは私たちの生活とも結びついているとも考えられます。今後も海鳥と共生するまちづくりのために、町民一体となった保護対策を進める必要があります。

《 基本方針 》

- 1 海鳥と人が共生するまちづくりを進めます。
- 2 海鳥が暮らせる豊かな海を守り、育てます。



《 主な施策 》

- 1 海鳥繁殖減少の一因でもある野猫への対策を進め、海鳥繁殖地の賢明な利用を推進します。
- 2 関係機関と協力して、ウミガラスをはじめとした減少している海鳥の個体数回復を目指します。
- 3 北海道海鳥センターを活用して、海鳥や海洋環境保護のための普及啓発活動を行います。

第2節 コンパクトな市街地形成と、地域の特色を活かした土地利用を誘導します

① 土地利用の推進

《 現況と課題 》

本町は、市街地が1つにまとまったコンパクトな形状、碁盤の目状の道路網、市街地周辺を取り囲む豊かな自然環境が大きな特徴であり、今後も適正な土地利用と土地誘導を図り、まちの形状を活かした賑わいと魅力あるまちづくりを推進する必要があります。

また近年、少子・高齢化や過疎化に伴う人口減少が著しく、本町でも将来的には町の人口が減少し、市街地の土地需要も縮小することが予想されるため、街なかに点在する未利用地や空き家・空き店舗の活用を図り、残されている自然を大切にしながら土地の有効利用を考えていく必要があります。

《 基本方針 》

- 1 羽幌の地域性に応じた土地利用を推進します。
- 2 街なかに点在する未利用地を有効的に活用します。
- 3 土地利用の実態を把握するため、地籍調査事業を継続します。

《 主な施策 》

- 1 まちの需要に応じた町有未利用地の有効活用を検討します。
- 2 各産業や市街地、離島、農村、漁村などそれぞれの地域にあった景観づくり、維持管理を進めていきます。
- 3 計画的に地籍調査事業を推進していきます。

土地利用状況

区 分	総計	田	畑	住宅	池沼	山林	原野	雑種地	その他
面 積(k㎡)	472.53	19.55	10.53	3.88	0.04	402.93	21.08	4.65	9.87
構成比(%)	100	4.1	2.2	0.8	0.1	85.3	4.4	1.0	2.1

(資料：町勢要覧、財務課調「平成23年1月1日」)

② 都市計画の推進

《 現況と課題 》

本町は、明治 27 年に市街地区の区画整理を行い、これを基礎に碁盤の目状の街並みが現在に引き継がれています。

また、昭和 27 年に北海道の都市計画区域の指定を受け、昭和 52 年には用途地域を設定し、無秩序な市街地郊外への開発の抑制と適正な土地利用の誘導により、安全で快適な羽幌らしい街並み景観を形成してきました。

しかし、少子・高齢化や過疎化の進展、車社会の到来により、既成市街地の空洞化や大型商業施設の郊外への進出などが著しく、中心市街地の再構築や既成市街地の有効活用、公共施設の適正な配置が課題となっています。

このため、羽幌町の将来を見据えた適正な土地利用規制と誘導を図り、既成市街地の有効活用や公共施設の適正な配置など、計画的でコンパクトなフットワークの良いまちづくりを推進します。

《 基本方針 》

- 1 適正な土地利用規制と誘導を図り、計画的な市街地を形成します。
- 2 羽幌町の将来を見据え、都市計画の見直しを検討します。

《 主な施策 》

- 1 都市計画マスタープラン^{※45}を必要に応じて見直しを検討し、計画的なまちづくりを推進します。

※45 都市計画マスタープラン…都市計画法において「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定を義務づけられた計画。土地利用、都市施設、都市環境などの目標を定めるもの。(羽幌町では、平成 20 年 6 月に策定・公表)

第3節 自然との共生によるエネルギー社会を目指します

① 低炭素社会の推進

《 現況と課題 》

地球規模での環境問題が深刻化するなかで、地球温暖化を防止するためには、その原因となる二酸化炭素などの温室効果ガス^{※46}の排出を抑制する必要があります。

特に経済活動の基盤となる電力は、大量の二酸化炭素を大気中に排出していることから、電力の使用制限は、二酸化炭素の排出抑制に大きく寄与することになり、また、枯渇が懸念されているエネルギー資源としての石油資源の消費抑制にもつながります。

これらを背景として、本町では、「羽幌町役場地球温暖化対策実行計画」を策定し、町の事務及び事業で排出される温室効果ガスの削減に努めているところであります。今後においては、住民生活や事業活動などの各分野で省エネルギー化が促進されるよう、啓発活動に取り組むとともに、限りあるエネルギー資源を有効に活用していくため、太陽光や風力などの自然エネルギーの導入や活用について検討していく必要があります。

《 基本方針 》

- 1 地球環境にやさしい、低炭素社会^{※47}を目指します。
- 2 自然との共生による新たな生活スタイルを目指します。

《 主な施策 》

- 1 省エネルギー化を促進するため、普及啓発に努めます。
- 2 太陽光や風力などの自然エネルギーの導入と活用について検討します。
- 3 クリーンエネルギー^{※48}設備等の導入について検討します。



※46 温室効果ガス…大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。水蒸気、対流圏オゾン、二酸化炭素、メタンなどが該当する。

※47 低炭素社会…経済発展を妨げることなく、温室効果ガスの排出を抑制し、自然と人間が共存する社会のこと。

※48 クリーンエネルギー…環境汚染のもととなる有害ガスや廃棄物を生じない無公害の燃料。電気、液化石油ガス、水素などが該当する。

第2章 誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまち

第1節 安全で安心な地域医療体制の構築に努めます

① 医療体制の充実

《 現況と課題 》

北海道立羽幌病院は、留萌管内の中核病院として地域医療を担っています。しかし、常勤医師の不足に伴い診療科目が限られることから、多くの患者が遠隔地の医療機関を受診しなければならない状況となっています。離島地区の救急搬送体制の整備を含めたドクターヘリ^{※49}の運航整備を支援するとともに、今後も関係機関に対し、医師及び救急体制の確保、地域医療の中心を担う病院として、高度化・多様化した医療ニーズを的確に応えるための医療機能の充実を図る必要があります。

《 基本方針 》

- 1 病院、行政、地域が連携した医療体制の充実に努めます。
- 2 誰もが安心して地域で暮らせる救急医療体制の確保に努めます。

《 主な施策 》

- 1 地域環境等の整備を図り、医師確保の支援に努めます。
- 2 地域医療体制の強化に向け、留萌中部・北部による広域で連携して取り組みます。
- 3 ドクターヘリ活用の円滑化に努め、救急医療体制の充実に努めます。
- 4 離島地区の診療体制の確保及び救急搬送体制の支援に努めます。

保健医療施設

保健医療施設				病床数
総数	病院	一般診療所	歯科診療所	
10	2	3	5	155

(資料：町勢要覧、道北地域保健情報年報「平成21年10月1日現在」)

保健医療従事者数

医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	総数
12	6	13	9	2	54	38	134

(資料：町勢要覧、道北地域保健情報年報「平成21年度末現在」)



※49 ドクターヘリ…救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医及び看護師が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことができる専用ヘリコプターをいう。

第2節 保健指導、健診等を充実し、健康づくりを推進します

① 保健活動の充実

《 現況と課題 》

近年、食生活や運動、喫煙、飲酒、ストレスなど様々な要因から生活習慣病^{※50}患者及び生活習慣病予備軍と呼ばれる人が増加傾向にあり、誰もが健やかな生活を送るためには、町民一人ひとりが自分の健康への関心を高めるとともに、行政や医療機関・学校・地域が連携し、町民が一体となって健康づくりに取り組む環境をつくる必要があります。

また、子育てをしている親達は、少子化が進むことで同年代の親や地域との結びつきが弱くなりがちです。そのため、子育てをどう支援していくかが大きな課題となっており、食育、子育て支援などの実施と学校保健との連携を強化して、子ども達の健全な発育を支えていく必要があります。

《 基本方針 》

- 1 生活習慣病予防対策を行います。
- 2 子育て支援を行います。
- 3 健康教育、相談等の充実を図ります。
- 4 食育の推進を図ります。



《 主な施策 》

- 1 すこやか健康センターを中心に健康に関する情報提供や健康相談を実施、健康増進に努めます。
- 2 健診体制や保健指導を充実し、生活習慣病の予防と早期発見に努めます。
- 3 予防接種体制を整備し、任意の予防ワクチン接種に費用補助を実施します。
- 4 乳幼児健診、食育、子育て支援実施と学校保健と連携強化し、子ども達の健全な発育を支えます。

検診別健康診断内訳

単位：人、%

区 分	平成21年度			平成22年度		
	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
乳幼児健診	201	196	97.5	188	178	94.7
特定健診	1,818	436	24.0	1,799	396	22.0
	受診者	有所見者	要医療	受診者	有所見者	要医療
乳がん検診	306	70	45	307	28	30
子宮がん検診	272	20	5	253	0	28
胃がん検診	550	47	47	538	37	46
肺がん検診	608	73	38	600	69	26
大腸がん検診	543	—	48	505	—	59

(資料：町勢要覧、福祉課調)

※50 生活習慣病…生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。糖尿病、高血圧症、高脂血症、痛風など。

第3節 誰もが安心して暮らせるよう、地域福祉を充実します

① 高齢者福祉の充実

《 現況と課題 》

高齢化率^{※51}は上昇し、平成12年から開始された介護保険制度は、徐々に町民へ浸透してきており要介護認定者数、サービス利用者数ともに増加しています。

しかし、若い世代の減少により高齢者の単身、夫婦のみの世帯割合も高くなってきており、介護サービスだけでは住み慣れた地域で生活を継続していくことが難しくなっています。高齢者を支える地域づくりを進めるとともに、高齢者が心身の健康を保ち介護状態にならないような予防対策の必要があります。

《 基本方針 》

- 1 高齢者が寝たきりや閉じこもりにならないよう、介護予防事業を推進します。
- 2 要介護状態になった場合においても可能な限り自立した日常生活を営むことができる地域社会を目指します。
- 3 生きがいを持って生活できるよう、町民参加を高める福祉活動の充実を図ります。

《 主な施策 》

- 1 地域包括支援センター体制を充実します。
- 2 介護サービスを充実させ、介護職員やケアマネージャー^{※52}の資質向上に努めます。
- 3 町民、社会福祉協議会、その他社会福祉団体と連携を進め、高齢者が安心して自立した生活を営めるよう努めます。
- 4 高齢者の社会参加を推進させるため、ボランティア活動や世代間交流の促進に努めます。

② 障がい者福祉の充実

《 現況と課題 》

生活環境の変化等により、障害の種別に関わらず、障がい者が増加傾向にあります。本町でも、障害者自立支援法に基づき医療給付や日常生活用具の給付等を行っており、法改正により障がい者の範囲が見直され、発達障害や高次脳機能障害が制度対象となりました。

障がい者の多くは自立して自分の住み慣れた地域の中で生活することを望んでいることから、学校卒業後の居場所の確保、また、ノーマライゼーション^{※53}を普及し、誰もが地域の中で生活しやすいまちづくりを行うことが大切となります。

※51 高齢化率…全人口に占める老年人口（65歳以上）の割合。7%を超えた社会を高齢化社会という。

※52 ケアマネージャー…介護支援専門員。介護保険法において、要支援・要介護認定を受けた人の相談を受け、居宅サービス計画を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を取りまとめる者。

※53 ノーマライゼーション…障がい者や高齢者など、ハンディキャップを持つ人も持たない人も地域の中で同じように生活することができる社会を目指す考え方。

《 基本方針 》

- 1 ところと施設のバリアフリー^{※54}化を実現させていきます。
- 2 障がい者に対する保健福祉サービスを提供します。

《 主な施策 》

- 1 町民に対し、ノーマライゼーションの考えを普及させ、交流活動やボランティア活動への参加を呼びかけます。
- 2 安心して暮らせるよう、社会参加への支援を積極的に行います。
- 3 人が平等に生活できるよう、まちのバリアフリー化を推進します。
- 4 ホームヘルパー^{※55}の派遣や身体障がい者への交通費助成を継続します。
- 5 国や北海道の各種支援制度の積極的な活用や普及に努めます。

③ 児童・ひとり親家庭福祉の充実

《 現況と課題 》

次代を担う児童は、社会の少子化傾向と同様に年々減少しています。児童を取り巻く環境も、過疎化や核家族化、母親の社会進出などで地域での子どもに対する養育機能が低下し、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりが課題となっています。

本町には町立保育所があり、老朽化が著しいことから早急な建替が必要な状況にありますが、国の「こども園（総合施設）」構想が示されていることから、「すべての子どもの健やかな育ち」が実現できるよう、運営を含めた施設の設置方法検討の必要があります。

また、ひとり親家庭が増加傾向にあり、多くは子どもの養育と生活の負担を抱え、社会的、精神的に不安定な状態に置かれてしまうのも現状であり、今後も各種相談・指導機能などの支援体制の充実に努めます。

《 基本方針 》

- 1 児童保育のために必要な環境を整備します。
- 2 子ども達が自由に遊ぶことができるような環境づくりに努めます。
- 3 児童を取りまく家庭環境の充実や経済的な自立を支援します。

《 主な施策 》

- 1 保育環境の整備と、保育サービス等の充実に努めます。
- 2 ひとり親家庭の精神的・経済的自立を図るため、生活相談や指導体制の充実に努め、国・北海道の各支援制度を活用します。
- 3 地域間が連携して児童の虐待を防ぎます。

^{※54} バリアフリー…高齢者や障がい者などが社会参加する上での阻害要因となるものを除去しようとする考え。

^{※55} ホームヘルパー…老衰や心身の障害等の理由により日常生活を営むのに支障のある高齢者や障がい者の家庭を訪ね、身体の介護や家事サービスを提供する人のこと。

保育所の状況

単位：千円

区分	名称	職員数		収容定員	在籍幼児数			
		保育士	その他の職員		総数	3歳児未満	3歳児	4歳児以上
常設	羽幌保育園	9	4	90	58	28	6	24

(資料：福祉課調「平成23年10月1日現在」)



④ 低所得者福祉の充実

◀ 現況と課題 ▶

現在の厳しい経済状況により、生活援護を要する世帯は増加傾向にあります。今後も関係機関と連携を図り、被保護世帯を含め経済的に不安定な状態にある低所得者に対し、相談機会を提供し、各種資金の活用につなげていきます。

◀ 基本方針 ▶

- 1 関係機関と連携を図り、経済的自立の支援を行います。

◀ 主な施策 ▶

- 1 生活相談を行い、更生資金の効率的な活用等を進めます。

生活保護適用状況

単位：千円

区分 年度	被保護 世帯数	被保護 人員	保護率 (%)	扶 助 別 扶 助 費					計
				生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他	
平成19年度	122	150	17.2	71,284	9,606	428	150,789	7,207	239,314
20	114	140	16.6	70,174	9,480	626	137,898	6,471	224,649
21	109	130	15.7	62,181	10,698	986	92,438	10,901	177,204
22	110	133	16.3	56,627	7,553	1,177	—	—	65,357

※被保護世帯、人員は平均値。扶助別扶助費は年間扶助額。

(資料：町勢要覧)

「医療扶助」、「その他」扶助費は、算定根拠としていた資料内容が変更となったため未記載。

第4節 社会保障制度の健全な運営に努めます

① 社会保障の充実

《 現況と課題 》

国民年金制度は高齢者や障がい者・遺族の生活を支える重要な役割を果たしており、今後も年金未加入や未納の発生を抑制するため、制度周知にかかる広報や年金相談などを国と協力・連携して行う必要があります。

国民健康保険制度は医療保険制度の基盤を成しており、地域住民の健康保持増進に重要な役割を果たしており、後期高齢者医療制度^{※56}や特定健診・特定保健指導^{※57}が実施され、政権交代により医療保険制度全体が大きな転換期を迎えています。今後も国民健康保険事業の安定的な運営のため、医療費の適正化や保健事業などに取り組む必要があります。

介護保険は在宅サービスを中心にサービス利用が急拡大しており、国の基本指針に基づき羽幌町介護保険事業計画を策定し、地域の高齢者の実態に応じて適切なサービスを提供できるよう取り組む必要があります。

《 基本方針 》

- 1 国民年金制度の広報活動の充実に努めます。
- 2 国民健康保険事業の健全で円滑な運営に努めます。
- 3 介護保険事業の健全で円滑な運営に努めます。

《 主な施策 》

- 1 年金制度の広報及び年金相談業務を継続します。
- 2 国保加入者の健康相談等の充実と各種健診受診率向上及び医療費通知等による意識啓発を継続します。
- 3 羽幌町介護保険事業計画を策定し、制度のPRに努めます。
- 4 日常生活圏域ニーズ調査の結果を踏まえ、より地域に密着したサービスを提供できるよう取り組みます。

^{※56}後期高齢者医療制度…日本国内に住む75歳以上の後期高齢者全員と、前期高齢者（65～74歳）で障害のある者を対象とする公的医療保険制度。保険料徴収は市町村が行い、財産運営は全市町村が加入する都道府県単位の広域連合が担当する仕組み。

^{※57}特定健診・特定保健指導…メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）の早期発見を目的に行なう健康診査（特定健康診査）で、健康診査でメタボリックシンドローム、あるいはその予備軍とされた人に対して実施が義務付けられた保健指導（特定保健指導）のこと。

第5節 豊かな心を育む教育を推進し、教育環境の整備・充実を図ります

① 幼児教育の充実

《 現況と課題 》

町内私立幼稚園は、それぞれの特色を活かした教育活動を推進しています。就学前の児童は、この時期に学校教育の基礎を学んでいきます。地域が一体となって、学習できる環境づくりが望まれています。

《 基本方針 》

- 1 幼稚園の特色を活かした教育活動を支援します。
- 2 就学前児童、未就学園児親子に演劇等の鑑賞機会を提供し、子育てや家庭教育の向上を推進します。

《 主な施策 》

- 1 制度に基づく就園費の支援を継続します。
- 2 外国語指導助手（ALT）の派遣による教育活動を支援します。
- 3 就学前児童、未就学園児親子を対象に演劇や音楽会等の公演を実施します。



② 小中学校教育の充実

《 現況と課題 》

本町には市街地区に小学校と中学校が各1校あり、離島地区の天売・焼尻に小中学校の併置校^{※58}が各1校ありますが、年々過疎化や少子化により児童・生徒が減少しています。

新しい学習指導要領は、子ども達の現状を踏まえ、「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視しています。「生きる力」を育むためには、学校だけではなく、家庭や地域全体で子ども達の教育に取り組むことが大切です。また、教育環境の充実のため、各学校施設の計画的な施設整備を図る必要があります。

《 基本方針 》

- 1 教育効果を高めるための条件整備を推進します。
- 2 施設整備も含め、児童・生徒が学習しやすい教育環境の整備を推進します。

《 主な施策 》

- 1 新しい学習指導要領の実施に向けた取組・支援を充実します。
- 2 学校図書、義務教材及び情報教育機器等の充実に努めます。
- 3 羽幌小学校校舎改築や各学校施設及び教職員住宅の計画的な整備を行います。
- 4 安心安全な学校給食を提供するための給食体制をつくります。

区分 学校名	平成21年					平成22年					平成23年				
	教員数	学級数	児童数			教員数	学級数	児童数			教員数	学級数	児童数		
			男	女	計			男	女	計			男	女	計
羽幌	23	15	168	155	323	24	15	168	160	328	27	15	165	160	325
天売	7	3	8	5	13	8	3	9	5	14	8	3	5	5	10
焼尻	6	2	5	4	9	5	1	2	1	3	5	1	0	2	2
計	36	20	181	164	345	37	19	179	166	345	40	19	170	167	337

※平成17年より天売小中学校となり校長、教頭兼務。
平成19年より焼尻小中学校となり校長、教頭兼務。

(資料：町勢要覧、学校基本調査)

区分 学校名	平成21年					平成22年					平成23年					
	教員数	学級数	生徒数			教員数	学級数	生徒数			教員数	学級数	生徒数			
			男	女	計			男	女	計			男	女	計	
中学校	羽幌	16	8	93	84	177	15	8	87	80	167	15	8	86	68	154
	天売	4	1	3	2	5	5	1	3	3	6	9	2	5	4	9
	焼尻	5	2	2	3	5	10	2	4	4	8	10	2	6	3	9
	計	25	11	98	89	187	30	11	94	87	181	34	12	97	75	172
高校	羽幌	19	6	99	82	181	23	6	98	95	193	23	6	108	94	202
	天売	10	3	3	3	6	10	3	3	3	6	9	2	1	1	2
	計	29	9	102	85	187	33	9	101	98	199	32	8	109	95	204

(資料：町勢要覧、学校基本調査)

^{※58}併置校…小中一貫教育を行わないが、小学校と中学校で校舎・校地を共用する学校のこと。

③ 高等教育の充実

《 現況と課題 》

天売高校は定時制高校として、水産資源を活用した製造実習や地域環境をテーマとした研究など地域に根ざした教育を実践しており、生徒数は減少していますが、きめ細やかな教育や地域と連携した特色ある教育を推進しています。

羽幌高校は、生徒の多様な進路に対応した教育課程を編成し、地域の期待に応える学校づくりを推進しています。今後も魅力ある学校づくりに対し、クラブ活動の支援など、より効果的な手法を検証し、地元高校への志向が高まる体制づくりの必要があります。

《 基本方針 》

- 1 天売高校の地域に密着した特色のある教育を推進します。
- 2 羽幌高校の進める魅力ある学校づくりに対しての支援を行います。

《 主な施策 》

- 1 天売高校の地域と一体となった学習を展開し、水産加工実習や調査研究を実践、特色ある教育を進めます。
- 2 羽幌高校の学校づくりの支援と教育費負担軽減のための支援を継続して行います。



④ 特別支援教育の充実

《 現況と課題 》

総合的な支援を提供するため、学校や福祉などの関係機関が一体となった支援体制の強化や教育環境づくりが求められます。

《 基本方針 》

- 1 一人ひとりに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。

《 主な施策 》

- 1 特別支援教育の充実を図ります。
- 2 特別支援教育連携協議会による総合的な支援体制を強化します。

第6節 誰もが生きがいを持って暮らせるよう、生涯学習等の学習機会を充実します

① 社会教育の充実

〈 現況と課題 〉

急激な社会環境の変化の中で、心の豊かさや生きがいを求めて、自らのライフスタイルにあった様々な学習機会が必要とされており、お互いに協力して個性を伸ばし、生涯にわたり共に学び合い、心豊かな教育環境づくりが重要であります。

様々な体験を通して生きる力を身に付け、町民一人ひとりが自ら地域社会の構成員としての自覚を持ち、「まちづくり」に参加している意識を高めるような事業展開の必要があります。

〈 基本方針 〉

- 1 町民の要望、地域の課題に対応した各種講座等を実施します。
- 2 自由な発想による様々な社会教育講座を充実します。
- 3 自主的な活動を支援するため、各種活動を指導する人材を育てるとともに、地域の中からの人材発掘に努めます。
- 4 社会教育を推進するための施設整備を進めていきます。

〈 主な施策 〉

- 1 魅力的な社会教育講座や体験学習の機会を提供します。
- 2 公共施設を活用した自主的な事業を積極的に支援し、協働による事業を展開します。
- 3 学習を推進する専門職員、指導者の育成や人材を発掘します。
- 4 社会教育関連施設の長寿命化^{※59}やライフサイクルコスト^{※60}縮減を考慮した計画的整備を実施します。

社会教育施設利用状況

単位：人、冊

施設名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
郷土資料館	571	750	517	479	553
焼尻郷土館	2,240	1,834	1,529	1,776	1,423
総合体育館	65,292	51,695	47,421	54,795	51,152
スポーツ公園	46,041	43,308	42,482	37,728	41,767
武道館	5,316	5,123	4,453	3,827	4,176
南町運動広場	7,603	5,854	6,772	7,110	6,128
南町テニスコート	435	648	647	353	532
南町ゲートボール場	2,415	2,470	3,180	2,967	3,295
町民スキー場	70,027	76,143	62,640	54,609	59,185
中央公民館	64,640	67,708	61,480	52,817	38,026
公民館図書(貸出人)	7,654	7,166	7,108	6,963	7,134
公民館図書(貸出本)	32,565	30,046	29,529	30,448	32,760

(資料：町勢要覧、社会教育課調)

※59 長寿命化…町民の日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するとともに、事故後対応などの不経済を防止し、限られた財源の中で、構造物の調達から廃棄までの費用の最小化の観点から計画的な維持補修を行うこと。

② 少年教育の充実

＜ 現況と課題 ＞

近年、核家族化や少子化が進む中で、子ども達の耐える力や自己抑制力、他人を思いやる心が欠けているなど、家庭におけるしつけの在り方が大きな問題となっています。

少年期は、心身共に成長の激しい時期で、体力や運動能力の伸長、精神的な発育が著しい年代です。また、自主性、社会性を身に付ける大切な時期にあります。このため、遊びや社会体験活動に参加し、イベントや祭りを通して少年同士、または大人と交流ができる環境づくりが必要となっています。

＜ 基本方針 ＞

- 1 学校と家庭・地域が手を結び、少年の活動や交流の場を提供します。
- 2 地域が子ども達を守り育てる体制を構築します。

＜ 主な施策 ＞

- 1 家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。
- 2 学校・家庭・地域・団体のネットワークをつくり、活動を活性化させていきます。
- 3 文化活動・スポーツ活動を通して、豊かな情操と善悪の判断、社会生活上のルールなどを学習する、子ども向け体験学習の機会の充実を図ります。
- 4 子育て支援体制の充実を図るため、地域ぐるみでの支援体制の充実や、読書ボランティア、子育て支援ボランティアとの連携を深めるとともに、若い親の学習機会の充実を図ります。
- 5 子ども達に悪影響、危害を及ぼすような情報や社会環境の改善に努めます。

③ 成人教育の充実

＜ 現況と課題 ＞

情報通信技術の著しい発達がIT^{※61}革命をもたらし、人々の価値観の多様化とも相まって、学習ニーズの多様化、高度化、さらには専門化の傾向も現れてきています。そうした中で、それぞれのライフサイクル^{※62}にあった生活課題等を町民全体の課題として取り組む意欲を高め、共に考え、共に学びあえる環境づくりが重要であります。

このため、町民の学習意欲を喚起し、多種多様な学習ニーズに応じた学習や交流機会の提供、指導者の育成が求められています。

＜ 基本方針 ＞

- 1 学習意欲を高める学習環境の整備・充実を図ります。

※60 ライフサイクルコスト…製品や構造物などの費用を、調達・製造～使用～廃棄の段階を総合的に考えた費用。

※61 IT…インフォメーション・テクノロジーの略。コンピューターやデータ通信に関する技術の総称。

※62 ライフサイクル…人間の一生をいくつかの過程に分けたもの。(乳児期、青年期、成人期、老年期など)

- 2 多様で高度な学習ニーズなどに対応するため、高等教育機関等と連携し、「成人講座」事業などの一層の充実を図ります。

《 主な施策 》

- 1 技能、技芸、趣味、教養コースを中心とした幅広い成人講座を開催し、町民へ学習機会を提供します。
- 2 IT技能の向上を支援する体制づくりや講習会を積極的に開催します。

④ 高齢者教育の充実

《 現況と課題 》

時代は急速に高齢社会へと移行し、高齢者にとっては第2の人生をいかに豊かに生きるべきかが大きな感心となっています。

健やかで安らかな人生を送りたいと願うのは誰もが思うことですが、人生に潤いと生きがいを求めるため、自主性をもって考える学習機会の提供と高齢者の豊かな経験や知識を生かせるような場が求められています。また、自ら見出した「生きがい」を継続、発展していくことが大切となります。

《 基本方針 》

- 1 高齢者教育の更なる充実を図るとともに、関係団体との連携や他市町村の高齢者大学等との交流を深めます。
- 2 高齢者教育のテーマである「生きがいを求めて」、自主性を大切にし、その活動を支援します。

《 主な施策 》

- 1 「いちい大学」のカリキュラム^{※63}の充実を図るとともに、老人クラブ等の関係団体とも連携し、学生が喜びをもって学習や交流のできる大学づくりや管内他大学との交流を進めていきます。
- 2 高齢者と子ども達との交流を通して、高齢者の知識や「はぼろ」の生活・文化を伝えていきます。
- 3 誰でも参加できる多様な学習機会を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとする社会活動に主体的、積極的に参加する環境づくりを推進します。



※63 カリキュラム…一定の教育の目的に合わせて、考え出された教育内容とその決まった修業年限の間での教育と学習を総合的に計画したもの。

⑤ 読書活動の充実

《 現況と課題 》

近年、情報メディアの急激な発展により、読書に関する環境は大きく変化しており、現代人の「読書離れ」が危惧されています。

現状の施設は、老朽化が進み、開架図書や閲覧スペースが狭く、利用者用エレベーターが無いなど、利用者の活用という観点からは大変利用しづらい施設であり、図書室の在り方について、根本的な見直しが必要となっています。

今後は、図書室の利便性の向上を図るとともに、地域に根差した身近で利用しやすい図書サービスの展開が求められています。

《 基本方針 》

- 1 読書に興味を持ち、ふれあう機会を提供します。
- 2 図書資料等の充実及び図書室の整備拡充を行います。
- 3 各学校との連携を図り、合理的な運営を目指します。

《 主な施策 》

- 1 読書フェスティバル^{※64}や読書週間を利用した事業展開を図ります。
- 2 子育て支援と共有した「ブックスタート事業^{※65}」を継続して実施します。
- 3 図書室の運営管理、図書資料等の充実を図ります。
- 4 町内各学校と連携した図書システム^{※66}の整備・充実に努めます。



※64 読書フェスティバル…読み聞かせや講演、児童文学をテーマにした劇団公演、参加・体験型の読書活動などのイベント。

※65 ブックスタート事業…地域に生まれたすべての赤ちゃんを対象に、絵本を開く楽しい体験と併せて、絵本を手渡す活動のこと。

※66 図書システム…小中高等学校図書館及び公民館図書室の蔵書の保管状況を一括してデータ管理し、貸出・返却・予約の管理を行うシステムのこと。

第7節 地域との交流を積極的に促進します

① コミュニティ活動の充実

《 現況と課題 》

地域に根差した人と人との関わりにより地域社会が作り出され、やりがいを持てる魅力ある元気なまちづくりを生み出しています。

また、長年にわたっている友好町村及び姉妹都市との交流は教育文化をはじめ、多方面に及んでいます。今後も更なる交流事業を展開し、これまでの「あゆみ」を次世代に引き継いでいく必要があります。

今後もコミュニティ活動の活性化が、まちづくりの大きな力となることから、多種多様な支援をしていく必要があります。

《 基本方針 》

- 1 地域住民、団体等によるまちづくり活動やコミュニティ活動を支援します。
- 2 地域との交流から生まれるまちづくりに対する原動力を生み出します。

《 主な施策 》

- 1 賑わいと魅力あるまちづくりを目的とした活動を行う町内会組織、団体等の支援を推進します。
- 2 コミュニティづくりの力となるボランティア団体等の活動を支援していきます。
- 3 コミュニティ拠点となる場の提供に努めます。
- 4 産業、学校、地域などの枠を飛び越えた交流ネットワークを作り、新しいまちづくりを考えていきます。
- 5 友好町村「富山県南砺市たいら地域」及び姉妹都市「石川県内灘町」との多方面にわたる交流を実施していきます。



第8節 地域の特色ある芸術・文化の振興を図ります。

① 文化の振興

《 現況と課題 》

文化団体やサークルによる創作や発表活動、町民に舞台芸術や絵画などの鑑賞機会を提供し、文化に対する関心を深めています。しかし、活動している町民の年齢が比較的高いため、後世にその良さ、素晴らしさを伝えなくてはなりません。

本町の素晴らしい技術を持ったたくさんの町民から学び、受け継いでいく必要があります。また、本町には郷土資料館が羽幌と焼尻にあり、貴重な歴史を紹介しています。今後も町の天然記念物^{※67}、文化財などの財産を大切に保存し、文化や歴史を伝承していくことが求められます。

《 基本方針 》

- 1 文化、芸術活動の充実と普及に努めます。
- 2 伝統文化、郷土芸能を保存するため、活動の支援と後継者を育成します。
- 3 郷土資料館の内容を充実させていきます。
- 4 本町の文化を地方に発信し、郷土の素晴らしさの理解を求めます。

《 主な施策 》

- 1 団体や町民が文化を通じた交流を支援し、活動意欲を高めていきます。
- 2 芸術文化に触れ合う機会を提供して、郷土芸能や文化に対する理解を深めます。
- 3 町民に文化財、郷土芸能等を活用した学習機会を提供するとともに、天然記念物・文化財の保存に努めます。
- 4 本町の歴史を後世に保存するため、郷土資料館の展示内容を充実します。
- 5 ふるさとが素晴らしいまちであることを誇りに思い、その文化や歴史、伝統等を他の地域にPRします。



^{※67} 天然記念物…動物、植物、地質・鉱物などの自然物に関する記念物であり、日本においては文化財保護法や各自治体の文化財保護条例に基づき指定される。

第9節 生涯スポーツの普及・促進を図ります

① 生涯スポーツ活動の推進

〈 現況と課題 〉

本町では総合体育館、町民スキー場、パークゴルフ場等を整備し、今後は老朽化した箇所の整備はもとより、利用者の要望を的確にとらえ、維持管理していくことが重要となってきます。

また、指定管理者制度^{※68}を導入した総合体育館の運営、各種スポーツ事業の充実させ、町民が健康な生活を送るため、気軽にスポーツ、レクリエーションを楽しめるように、指導者の育成を図る必要があります。

地域活性化を図るため、各種大会や合宿を誘致することによって町民がスポーツに接する機会を増やすとともに、受入体制の強化、条件整備が急務となってきます。

〈 基本方針 〉

- 1 町民の健康維持と体力づくりに努めます。
- 2 スポーツやレクリエーション活動に誰でも参加できるよう情報の提供と大会や講習会等を行います。
- 3 スポーツ愛好者やスポーツ少年団の活動を支援します。
- 4 スポーツ指導者を育成していきます。
- 5 運動機能の向上を目的に、コーディネーショントレーニング^{※69}の普及活動を推進します。
- 6 近年のスポーツを取り巻く状況の変化や町民ニーズを考慮したスポーツ施設の整備に努めます。

〈 主な施策 〉

- 1 スポーツ専門員により、一人ひとりに適した運動や健康管理法を教えていきます。
- 2 誰もが気軽にスポーツを親しめるような機会をつくり、楽しさや遊びを取り入れた新しいスポーツを普及します。
- 3 各種スポーツ団体、少年団の活動を支援し、スポーツ愛好者の拡大とスポーツの環境づくりに努めます。
- 4 地域のスポーツ指導者を発掘し、その育成や活用を行います。
- 5 幼児から高齢者までを対象に、コーディネーション運動^{※70}を取り入れた講習会等を実施します。
- 6 スポーツ施設の長寿命化やライフサイクルコスト縮減を考慮した計画的な整備と学校体育施設の開放を推進します。

^{※68} 指定管理者制度…住民サービスの向上や管理運営の効率化を図るため、従来の公共的団体に加え、民間事業者やNPO法人も公共施設の管理の代行することができる制度。

^{※69} コーディネーショントレーニング…身体と脳・神経系統のバランスの良い発育を促し、運動の習得効果を高めるためのトレーニング法。

^{※70} コーディネーション運動…コーディネーショントレーニングを取り入れた運動。

第10節 国際交流を支援します

① 国際化の推進

《 現況と課題 》

本町では、長年にわたってのボーイ・ガールスカウトや羽幌高校の国際交流活動により、若い世代を中心に国際感覚が浸透されています。

今後もさらに町民の積極的な国際交流を支援するとともに、多様な異文化を理解する国際感覚や幅広い視野を身に付けた人材の育成、国際交流の充実に向けて、町民が主体となった推進体制を強化し、まちづくりに生かしていくことが求められます。

《 基本方針 》

- 1 町民が国際文化とふれあう機会を支援します。
- 2 国際社会に対する理解を深める学習活動を推進します。

《 主な施策 》

- 1 国際的な視野を広める諸外国との交流や、国際社会に対応できる豊かな人材育成を支援します。
- 2 外国語指導助手（ALT）などを通じて、外国の歴史や文化などの理解を深める学習活動を推進します。



第 11 節 広報広聴活動を充実させ、町民と協働のまちづくりを推進します

① 町民主体の推進

《 現況と課題 》

本町では、町民が行政を身近に感じ主体的にまちづくりに参加できるよう、「広報はぼろ」を毎月発行するほか、ホームページにより行政情報を提供していますが、よりわかりやすく、親しみやすい掲載が求められています。また、情報公開により開かれた行政を推進しているほか、地域情報連絡員制度の導入により、町職員が地域と行政の情報のパイプ役となって情報の共有化に取り組んでいることは大きな成果となっています。

広聴では、きめ細やかな町政懇談会を開催し、町民との対話を進めています。町民が主体となり、行政と協働のまちづくりを進める視点から、協働のまちづくりの協議の場となるよう更なるコミュニケーションが求められています。

また、町民組織の積極的な参画によるまちづくりの推進と、人材育成事業に対する積極的な支援がこれからも重要となります。

《 基本方針 》

- 1 様々な媒体を通して、迅速でわかりやすい、親しみやすい広報活動を進め、情報公開を積極的に進めます。
- 2 地域情報連絡員制度を活用し、情報の共有化を図ります。
- 3 きめ細やかな広聴活動を行い、行政と町民とのコミュニケーションを深め、行政と町民が協力しあう協働のまちづくりを推進します。
- 4 まちづくりは人づくりであり、積極的に地域活動をする町民を支援します。
- 5 女性の社会参加を積極的に支援します。

《 主な施策 》

- 1 「広報はぼろ」やホームページなど様々な媒体により、迅速でわかりやすく親しみやすい情報の提供を行います。
- 2 情報公開制度により、行政の透明化を進めます。
- 3 地域情報連絡員制度により、町職員が地域とのパイプ役となり情報の共有化に努めます。
- 4 ふれあいトーク、町政懇談会などの広聴活動をきめ細かく行い、町民の声を聴き、直接対話を進めます。
- 5 まちの計画づくりに町民が積極的に参加出来る体制をつくります。
- 6 将来の羽幌を支える人材の育成、町民の積極的なまちづくり活動に対して支援します。

第12節 民間活力の導入、行政評価を推進し、効率的で健全な行財政運営を図ります

① 計画的な行財政運営

《 現況と課題 》

留萌中部3町村合併協議会が合意に至らなかったことから、本町が自立に向けた歩みを進めるべく、平成18年に自立プランを策定し、施設・職員数の適正管理や節電、公用車の集中管理など、適正な行財政運営に努めています。

また、各種計画の毎年度の見直しや行政評価制度等により、本町の実情にあった効率的で効果的な行政運営を念頭に置き、今後も更なる行財政改革の推進、事務事業の効率化等を図りながら、職員の資質向上に努めるとともに、各部局における効率的な定員管理を進め、計画的な行政運営を実施していく必要があります。

税収については、長引く景気低迷から伸び悩みとなっていますが、町政運営のための貴重な自主財源であり、各種行政サービスなどの根幹となる予算確保のため、税収の確保が課題となっています。このことから、納期内納付に対する意識の向上と滞納額の縮減を図りながら、更なる収納率の向上に努める必要があります。

《 基本方針 》

- 1 財政全般の総点検を行い、身の丈にあった財政構造の構築と計画的なまちづくりを進めていきます。
- 2 効率的で、かつ効果的な行政運営を図ります。
- 3 予算執行は、町民サービスを基本とし役場内に要する経費は徹底して削減に努めます。
- 4 職員の適正化及び職員の民間感覚導入とコスト意識の徹底を図ります。
- 5 税の新たな滞納者、滞納額を出さないよう努める、現在の滞納額については更なる縮減を目指します。
- 6 納税環境や納税の利便性向上を目指し、既存の納税サービスは勿論、新たな納税サービスを実施します。

《 主な施策 》

- 1 行政評価を活用し、効率的な事業の見極めを進めます。
- 2 民間活力と行政運営効率化のため、積極的に委託や指定管理者制度の利用促進を推進します。
- 3 施設の適正な管理に努めるとともに、行政組織の見直し等を検討します。
- 4 効果的な研修などを活用し、行政職員としての意識・能力向上を図ります。
- 5 滞納額の縮減のため、インターネット公売^{※71}等の強制執行を実施していきます。
- 6 町民の納税義務意識を高め、コンビニ納税^{※72}の導入、啓もう活動を充実させ、収納率を向上させていきます。

※71 インターネット公売…自治体など公的機関がインターネットオークションを利用して差し押さえ品の売却などの公売を行うこと。

※72 コンビニ納税…納税をコンビニエンスストアで行なえる制度のこと。

町税収入状況

単位：千円

年度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
区分	個人	258,097	308,903	298,184	282,624	274,369
	法人	50,408	45,425	41,249	44,751	43,491
小計		308,505	354,328	339,433	327,375	317,860
固定資産税		258,350	260,032	275,255	244,015	251,293
交付金及び納付金		16,872	14,720	14,757	16,020	15,888
軽自動車税		12,430	12,595	13,079	13,552	13,932
町たばこ税		85,794	81,920	76,141	73,076	75,194
特別土地保有税		0	0	0	0	0
都市計画税		38,100	38,737	38,911	36,345	36,577
入湯税		6,710	7,465	7,092	6,608	6,658
合計		726,761	769,797	764,668	716,991	717,402

(資料：町勢要覧、決算書)

② 情報・通信体系の充実

◀ 現況と課題 ▶

近年、急速な情報化社会の到来に伴い、情報通信技術が飛躍的に発展し、本町では川南地区一部でブロードバンド^{※73} サービス（光回線）が利用（市街地区全域で ADSL 回線^{※74} 利用可能）でき、離島においても情報通信施設の整備を行い、公設民営方式^{※75} でのサービス提供に努め、地理的不利の軽減や暮らしの利便性の向上等の恩恵を得られています。このような、多様化する住民ニーズに対応するため、行政サービスの迅速化・高度化・情報公開などが求められ、今後も住民と協働のまちづくりを推進するため、ホームページ等により町の情報を提供していきます。

また、地上デジタル放送への完全移行が完了しましたが、上築・曙地区テレビ共同受信施設の老朽化への対応、遠別民放ラジオ中継局では今後、放送施設・機器等の大規模更新の時期が近づいており、計画的な整備が必要となっています。

◀ 基本方針 ▶

- 1 インターネットを活用した行政サービスを充実します。
- 2 地域間の情報格差の是正により地域の活性化を図ります。
- 3 テレビ・ラジオ放送の難視聴対策を推進します。

◀ 主な施策 ▶

- 1 インターネットを活用した地域の情報発信、情報公開を推進します。
- 2 高齢者の方などにも分かりやすく利用しやすいホームページの構築と機能向上を進めます。
- 3 各種申請や届出などの手続きをインターネットを利用した電子申請の基盤整備を検討します。
- 4 離島地区における情報通信基盤施設の安定的な維持管理及び有効活用に努めます。
- 5 テレビ難視聴地域において、老朽化するテレビ共同受信施設の整備を図ります。
- 6 遠別民放ラジオ中継局の計画的な維持管理に努めます。



※73 ブロードバンド…ADSL回線や光回線などの高速・大容量の伝送が可能なデータ通信のこと。

※74 ADSL回線…電話線を使う高速なデータ通信回線で、電話の音声を伝えるのには使わない高い周波数帯を使って通信を行なう技術。

※75 公設民営方式…国や地方公共団体が施設を設置し、その運営を民間の企業・団体に代行させること。

③ 広域行政の推進

《 現況と課題 》

平成22年2月に留萌管内市町村が加入する留萌地域活性化協議会^{※76}を組織し、留萌地域全体の振興を目的とした広域事業など地域の活性化を図っているほか、留萌中部地域振興協議会^{※77}において広域火葬場や広域し尿処理施設の整備に向けた協議・検討を行っており、平成20年1月設立の留萌中部三町村国道232号整備促進期成会では、国へ国道232号築別橋の拡幅整備促進のための継続的な要請が求められています。

また、広域行政として取り組む北留萌消防組合の課題等を踏まえ、構成町村による協議の上、組織の充実に努めます。

このように、少子・高齢化や人口減少、過疎化の進展が著しく、非常に厳しい財政や地域の状況のもとで活力ある社会を維持していくために、行政経費削減や業務効率化等により自治体基盤の強化及び、住民生活に関わりの深い事務事業の安定化に向けた広域連携と電算共同化の推進が必要となっています。

《 基本方針 》

- 1 自主・自立に向けた効率的な行財政運営を推進するため、広域連携を推進します。
- 2 広域化が効果的と思われる施策については、積極的にその検討を進めていきます。
- 3 広域連携と電算共同化を推進します。

《 主な施策 》

- 1 公共施設の建設など、効果・効率性を検証し積極的に広域連携を推進します。
- 2 北留萌消防組合の組織の充実に努めます。
- 3 留萌地域電算共同化推進協議会^{※78}を設置し、広域連携及び電算共同化を推進します。



※76 留萌地域活性化協議会…留萌広域行政組合の後進で、留萌地域の市町村（1市6町1村）が連携し、地域の振興及び活性化を図るための協議会。

※77 留萌中部地域振興協議会…留萌中部地域の自然景観と資源を積極的に活用し、特色ある産業の形成と経済の活性化を促進し、地域の振興に資することを目的とする協議会。（苫前町、羽幌町、初山別村で構成）

※78 留萌地域電算共同化推進協議会…留萌管内7町村による電算システム共同化及び広域連携業務を図ることを目的とする協議会。平成22年度に設置。

第3章 安心して魅力的な田舎暮らしができるまち

第1節 第一次産業の安定した経営・生産基盤の確立のための取り組みを支援します

① 農業の振興

〈 現況と課題 〉

本町の農業は、ピッシリ山を源流とする羽幌川及び築別川流域にある平地に米をつくり発展してきました。施設も農業用の水源として羽幌ダム、羽幌二股ダムを整備し、かんがい排水事業や圃場整備事業を計画的に整備してきました。しかし、近年の農業は、作物の価格低迷や天候不順による不作、シカ等の鳥獣による食害など大変厳しい状況にあります。農業者も高齢化や離農が進み農家戸数が減っています。

今後は、農業離れが進む中、後継者が求めている農業とは何かを考え、農業経営の法人化や集落営農の強化により生産性を高める必要があります。また、安心安全な食物を生産するための技術開発も必要となっています。

〈 基本方針 〉

- 1 作物を作るための基盤を整備します。
- 2 農業後継者に対し意欲がわくような支援をします。
- 3 水田の有効的な利用を支援します。
- 4 地域営農集団の育成に努めます。
- 5 経営体質の改善に努めます。
- 6 安心安全な作物の生産を目指します。
- 7 シカ等の鳥獣の食害の防止に努めます。



〈 主な施策 〉

- 1 生産基盤の整備・経営基盤の強化や技術の向上、担い手の育成・確保に努めます。
- 2 米の生産調整を行い、転作田への有効作物を研究し奨励します。
- 3 強い競争力とゆとりのある農業経営体をつくるため、法人化や機械の共同利用、農作業の受委託を促進します。
- 4 作物の生産から加工まで一貫した体制づくりに努めます。
- 5 安心して生活できる農業の持つ多面的機能の維持に努めます。
- 6 安心安全な作物をつくるためクリーン農業^{*79}を推進します。
- 7 有害鳥獣の駆除を含め食害対策に努めます。

^{*79} クリーン農業…化学肥料や農薬の使用が少ない農産物の生産のこと。

② 林業の振興

《 現況と課題 》

本町の森林はまちの総面積の86%を占め、そのほとんどが国有林で、民有林は森林面積のわずか17%となっています。

民有林は昭和55年に森林総合整備事業の地区指定を受け、森の拡大や粗悪林の改良、さらに林道などの生産基盤を整備した結果、人工林率は34%までに達しました。しかし、民有林の経営規模は零細で輸入木材との価格競争に加え、デフレによる建築資材としての需要が減り、燃料費などの高騰により生産コストが増え経営状況は極めて厳しい状況となっています。

近年、地球温暖化や天災により森林の持つ機能の重要性が見直されるとともに、政策として地域材の利用を推進していることから、計画的な伐採、植林、保育が必要となっています。

《 基本方針 》

- 1 森林総合整備事業を継続します。
- 2 国・道の関係機関との連携を深め、森林・林業再生プラン^{※80}等に基づいた計画的な整備を実施します。
- 3 町民に親しまれるように森を整備し、利用に努めます。

《 主な施策 》

- 1 まちの大切な資源である森を計画的に整備します。
- 2 地域材の利用を推進します。
- 3 レクリエーション、体験学習の場所として森を活用します。

森林面積及び蓄積

所有区分	面積 (ha)					蓄積 (千m ³)		
	計	天然林	人工林	無立木地	その他	計	針葉樹	広葉樹
森林管理局所管国有林	33,350	27,623	4,221	—	1,506	3,371	906	2,465
その他国有林	0	—	—	0	—	—	—	—
道有林	—	—	—	—	—	—	—	—
町有林	928	327	512	88	—	106	75	32
私有林等	6,138	3,937	1,898	302	—	738	401	337
計	40,417	31,895	6,632	391	1,506	4,215	1,381	2,834

※計は内訳と一致しない場合があります。

(資料：町勢要覧、北海道林業統計「平成23年4月1日現在」)

※80 森林・林業再生プラン…林業・林産業の再生を、環境をベースとした成長戦略の中に位置付け、木材の安定供給力の強化を軸にした対策により雇用も含めた地域再生を図ることを目的とした計画。

③ 畜産業の振興

◀ 現況と課題 ▶

本町では、年々畜産業を営む農家が減少傾向にあります。

輸入食材との価格競争、乳価の低迷に加え、デフレ、燃料費などの生産コストの高騰など厳しい状況が続いています。

酪農ヘルパー制度^{※81}による経営支援、排泄物処理施設や草地整備、草地改良など環境整備が実施されたことから、担い手育成のためにも今後も定期的な草地更新、施設の補修など安定経営のための環境づくりを継続していかなければなりません。

焼尻めん羊牧場は指定管理者制度を導入して経営改善を図っていますが、好評な肉質の維持と種畜生産基地として、安定した経営のための環境整備、販路確保に努めなければなりません。

◀ 基本方針 ▶

- 1 安定経営ができるよう畜産環境の整備を行います。
- 2 焼尻めん羊牧場の効率的な維持管理に努めます。

◀ 主な施策 ▶

- 1 良質で低コストの粗飼料生産のための草地整備等、経営安定のための環境整備に努めます。
- 2 整備した施設が適正に機能するように制度の活用にも努めます。
- 3 焼尻めん羊の肉質の維持及び種畜生産のために努めます。
- 4 焼尻めん羊牧場乾草舎を体験観光の場所として活用するよう努めます。

家畜飼養頭羽数

区分 年	乳用牛				肉用牛				馬		豚		めん羊		採卵鶏	
	農家数	頭数			農家数	頭数			農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	頭数
		総数	24ヶ月	24ヶ月		総数	24ヶ月	24ヶ月								
平成16年	8	638	247	391	8	638	247	391	—	—	1	158	—	—	—	—
21	10	656	—	—	7	124	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※上記の「めん羊」は、市街地区の民間による飼養頭数（焼尻めん羊を除く）

（資料：農林業センサス）

※平成16年は2005年農林業センサス、平成21年は2010年農林業センサスを参照

焼尻めん羊飼養頭数

区分 年	飼養頭数内訳															合計		
	当才(子)羊		育成羊		成羊						廃羊		種雄羊					
	当才	12ヶ月以上	2歳		3歳		4歳		5歳		6歳以上		2歳以上	オス	メス	計		
平成20年	126	113	32	68	6	53	0	36	0	37	0	28	0	93	6	170	428	598
21	126	113	32	68	6	53	0	36	0	37	0	28	0	93	6	170	428	598
22	138	122	21	110	11	52	0	51	0	36	0	37	0	107	0	170	515	685

（資料：産業課調(各年2月末時点)）

※81 酪農ヘルパー制度…酪農家の休日を確保することを目的に、ヘルパーが代わって作業を行なう制度。

④ 水産業の振興

《 現況と課題 》

本町は、浅海及び沿岸漁業が主で磯焼けも散見される状況に加え魚資源の減少から、近年の水揚量は 4,000 トン前後で推移しており、国内景気の低迷から魚価安が続き、トド等による漁業被害もあり水揚金額が低迷しています。また、水揚金額の低迷により、後継者や担い手不足が深刻化し、特に、離島地区では高齢化が著しい状況となっています。

魚資源の回復は、本町にある北海道栽培漁業羽幌センターにおいてヒラメ・ニシンの種苗生産・放流に力を入れており、北るもい漁業協同組合を中心として各関係機関の協力のもと稚ナマコの種苗生産研究を行い、育てる漁業を推進しています。他方、ナマコ資源調査も実施し資源管理の意識向上を図っています。

魚価アップ対策は、荷捌施設整備に合わせて直売所を設置し、6次産業化を目指します。新たな加工品開発を行い、既存の水産加工品に加え、多品目の販売を通じて知名度を上げ、魚価アップを図ります。また、漁業関係団体を問わず連携し、加工品販売ルートの開拓を図っていきます。

《 基本方針 》

- 1 経営の近代化を目指すため生産基盤施設整備を行い、水揚量を安定化させるため、資源の増大や資源管理に努めます。
- 2 トド等による漁業被害対策のため、関係機関と協議し被害対策を要請します。
- 3 漁業経営体の経営強化と後継者や担い手育成を支援します。
- 4 水産物の流通改善と水産加工品開発・製造を支援します。
- 5 地産地消から、水産品の安全・安心・新鮮さのPRを支援します。

《 主な施策 》

- 1 生産基盤施設として、漁業関連施設の整備を行います。
- 2 ウニ・ヒラメ・サケ・ニシンの種苗放流を行い、資源確保及び増加を図りながら資源調査を進め、資源管理の意識向上と資源の有効活用を図ります。
- 3 トド等による漁業被害は、北るもい漁業協同組合と連携し漁業者支援を行い、関係機関と協力して国等に対し抜本的対策を要請します。
- 4 漁業経営の強化ため、各漁業資金の活用を支援します。
- 5 6次産業化により魅力ある水産業を推進し、後継者や担い手が就業できる環境づくりを支援します。
- 6 漁業関係団体を問わず連携しながら新たな加工品開発を行い、多種加工品の販売及び販売ルートの開拓による魚価アップを支援します。
- 7 食育や料理講習会を通じて地産地消を進め、水産品の安全・安心・新鮮さのPRを支援します。

組合員数及び経営体数

単位：人、体

年 区分	平成19年		平成20年		平成21年		平成22年	
	組合員数	経営体数	組合員数	経営体数	組合員数	経営体数	組合員数	経営体数
羽幌地区	67	65	70	69	72	71	71	70
天売地区	91	77	83	72	81	70	78	65
焼尻地区	54	49	51	46	49	44	46	41
計	212	191	204	187	202	185	195	176

(資料：町勢要覧、水産概要)

第2節 市街地の活性化と、地域資源を活用したPRを図ります

① 商工業の振興

《 現況と課題 》

本町は、留萌管内の中核都市としての役割も果たしており、商圈も隣接する苫前町、初山別村のみならず、遠別町にまで及んでいます。

しかし、消費者ニーズの多様化やインターネット販売の急速な普及など、消費形態は大きく変化してきています。さらに、商圈内人口の減少や大型店の進出、公共事業の削減などにより、経営環境は厳しさを増しています。また、工業は水産加工業が中心ですが、長引く不況により事業所数、生産量、販売額ともに減少してきています。

今後は、小規模事業所ならではのきめ細やかなサービスを充実させるとともに、様々な産業との連携や地域資源の積極的な活用による地域内消費を増加させることが必要となっています。

《 基本方針 》

- 1 各種産業と連携しながら町民に愛されるサービスを提供し、地元消費による地域経済活性化を目指します。
- 2 まちの資源を積極的に活用する工業の基盤づくりを支援します。

《 主な施策 》

- 1 まち全体が地域循環型経済^{※82}の重要性を認識し、町内で提供される商工業サービスを活用する基盤づくりを推進します。
- 2 公共事業等の実施にあたっては地場産業の積極的な活用を図るとともに、地域内消費の推進に努めます。
- 3 空き店舗を活用した商店街活性化を支援します。
- 4 商工会を中心とした商工業者の経営体質の改善を支援します。
- 5 経営の安定に欠かせない資金の円滑化に努めます。
- 6 地場製品の積極的な活用を推進し、新たな加工品づくりと流通体制づくりを支援します。

※82 地域循環型経済…地域内で生産された製品・商品を、地域内で消費する経済活動の循環の仕組みのこと。

② 観光の振興

《 現況と課題 》

本町は、小樽から稚内までの日本海オロロンラインの中間点にあり、国定公園に指定されている「天売・焼尻島」をはじめ、「はぼろサンセットビーチ」「はぼろパラ園」「はぼろ温泉」などの観光資源を有しており、なかでも天売島のウミガラス（オロロン鳥）やウトウの帰巢シーンが見ることのできる海鳥繁殖地、焼尻島オンコ原生林の自然は島へ行かなければ見れない貴重な観光資源となっています。過去に離島ブームにより多くの観光客が訪れましたが、団体旅行から個人旅行へ、また嗜好^{※83}の変化等により近年観光客数の減少が続いている状況にあります。

しかし、最近では、「羽幌炭砒」跡地の人気が高まるなど、観光客のニーズにあった新たな観光資源の発掘やイベントが重要となっています。また、観光団体との連携を密にして「食と観光」「体験観光」などの確立を進めることや、効果的な観光PR方法の検討、交流人口の増加、観光施設の老朽化等の整備、更新などが必要となっています。

《 基本方針 》

- 1 何度も行きたくなる魅力ある観光地に向けた対応策を考えます。
- 2 おいしい地場産品と観光を結び付けることや魅力あるイベントなどにより観光客を誘致します。

《 主な施策 》

- 1 町民の観光産業に対する意識と関心が深まるよう努めます。
- 2 新たな観光資源、観光事業を掘り起こします。
- 3 修学旅行の誘致など、はぼろの自然や産業を体験する観光事業を検討します。
- 4 近隣町村と連携し、広域観光に向けた体制をつくります。
- 5 天売焼尻国定公園をはじめとした施設の整備を行います。
- 6 観光産業と一次産業などが手を結び、料理や土産品の開発や研究に努めます。
- 7 食と観光を結び付け地産地消を推進します。
- 8 観光関係団体との連携を強化し、観光地やイベントの効果的な宣伝を行い、観光客誘致に努めます。
- 9 各種スポーツ大会や文化イベントなどの開催、合宿誘致のPRに努めます。

観光客入込数（天売・焼尻）

年度別	人数計	前年比(%)
平成18年度	20,245	92.2
19	19,645	97.0
20	17,573	89.5
21	15,812	90.0
22	15,121	95.6
23	15,320	101.3

（資料：町勢要覧、商工観光概要）

※83 嗜好…ある物を特に好み、それに親しむこと。

第3節 雇用の創出を支援します

① 勤労者対策の推進

《 現況と課題 》

本町における企業はほとんどが小規模な企業であり、新たな雇用が少ないことから、地元に残ることを希望する学校卒業生などが就職できず、都市部に流出せざるを得ない状況にあります。また、冬期間の事業が少なく、一年を通じての労働者の雇用が困難な企業も少なくありません。

今後は、若者が地元で就職できる雇用の場の創出に向けた取り組みや雇用の増加に繋がる事業拡大の取り組みに対しての支援のほか、行政と地域が連携し新たな雇用の場を創出することが求められています。

また、季節雇用から通年雇用への雇用形態移行の促進や働きやすい環境づくりも必要となっています。

《 基本方針 》

- 1 学校卒業生が働ける場所の創出に努めます。
- 2 一年間を通して働くことができる雇用形態の確立を促進します。
- 3 労働者が就労しやすい環境をつくれます。

《 主な施策 》

- 1 産業間の連携や地域資源を活用した特産品づくりを行う企業を支援し、地域の活性化による雇用の場の創出に努めます。
- 2 雇用の増加に繋がる事業を支援します。
- 3 関係機関と連携し、各種助成金の活用を含めた季節労働者の通年雇用化を推進します。
- 4 安心して働ける就労環境、職場づくりを推進します。
- 5 地場産業の振興を図るための商品開発に必要な知識及び製品・栽培技術等の向上に対し支援します。

産業別就業者数 単位：人

区分		年度		
		平成12年度	平成17年度	平成22年度
総人口		9,364	8,740	7,964
就業者	総数	6,954	4,565	4,141
	第一次産業 割合	890 12.8%	869 19.0%	879 21.2%
	第二次産業 割合	1,208 17.4%	860 18.8%	635 15.3%
	第三次産業 割合	4,856 69.8%	2,836 62.1%	2,627 63.4%

(資料：総人口は国勢調査、就業者数は財務課調)

第4節 快適な住環境を整備します

① 住環境の整備

《 現況と課題 》

現在、「羽幌町住宅マスタープラン・公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅整備事業を実施していますが、財政状況により整備戸数が限られているため、低コストで長期間管理が可能な住宅の建築及び補修が求められているほか、耐用年数が経過している住宅が半数以上を占めているため、早急に住宅の整備を進める必要があります。

また、近年の景気の低迷から、新築住宅の建築が減少傾向である一方、住宅の一部を改修するリフォーム事業が増えてきていますが、改修内容によっては個人負担が大きいことも課題となっています。

このほか、市街地区の公営住宅等の解体により未利用地となった町有地の分譲を促進し、住宅再生を図る必要があります。

《 基本方針 》

- 1 公営住宅老朽化に伴う建替事業を「羽幌町住宅マスタープラン・公営住宅等長寿命化計画」に基づき、実施していきます。
- 2 「羽幌町営住宅等整備基金」を活用し町営住宅改修の将来負担の軽減を図ります。
- 3 住宅の改修工事及び建築設備工事に係る負担の軽減を図ります。
- 4 市街地区の町有未利用地の分譲を行い、街なかの住宅再生を推進します。

《 主な施策 》

- 1 幸町団地の解体・除却及び建替整備を進めます。
- 2 各団地、各住棟の用途廃止・除却・個別改善・維持修繕を種別ごとに整備を進めます。
- 3 「羽幌町住宅改修促進助成事業」を実施し住環境の整備に係る負担を軽減します。
- 4 市街地区の町有未利用地の分譲を進めます。



第5節 良好な生活環境の維持を図ります

① 環境衛生の充実

《 現況と課題 》

本町では、特に公害の発生は確認されておりませんが、常に町内の自然及び生活環境を注視し、公害の未然防止を図っていく必要があります。ごみ処理については、ダイオキシン類排出規制及び循環型社会に対応するため、平成 13 年度よりごみの分別収集を開始し、ごみの減量化やリサイクルへの取り組みを実施しており、町民の分別収集に対する認識が浸透しているところではありますが、家電やパソコンのリサイクルなど法制度の認識不足により分別が不十分なものや、悪質な不法投棄が増加傾向にあり、今後も周知徹底を図る必要があります。

また、し尿処理については、羽幌町外 2 町村衛生施設組合で管理していますが、施設の老朽化が著しく、早急に新処理体制を構築する必要があり、新処理施設整備に取り組んでいかなければなりません。

老朽化が心配されていた羽幌葬祭場は、平成 24 年度に留萌中部 3 町村の広域火葬場が完成し業務が移行されますが、離島地区の火葬場の老朽化も著しく、適正な維持管理に努めていかなければなりません。

町有墓地については、提供が可能な区画数の不足や施設・設備の老朽化が進んでいますが、利用者の利便性が確保されるよう、適正な整備が必要となっています。

《 基本方針 》

- 1 町内の自然及び生活環境を注視し、公害の未然防止に努めます。
- 2 循環型社会に対応した廃棄物のリサイクルを推進します。
- 3 不法投棄の防止や資源リサイクルに対する意識の高揚を図ります。
- 4 留萌中部 3 町村による広域し尿処理施設の整備を行います。
- 5 離島地区火葬場及び羽幌町有墓地の適切な維持管理に努めます。

《 主な施策 》

- 1 分別収集方法や法による制度処理について、周知徹底を行います。
- 2 不法投棄の防止を図るため、住民意識の高揚を図ります。
- 3 羽幌町下水道処理施設を活用した、広域し尿処理施設を整備します。

第6節 利便性・安全性の高い交通体系の構築を図ります

① 交通安全対策

《 現況と課題 》

近年、急速な車社会の到来に伴い、自動車は日常生活や社会経済に欠かせないものとなっています。運転免許人口や自動車保有台数は年々増加し、余暇の増加や道路環境の複雑化により、悲惨な交通事故による犠牲者が後を絶たない現状にあります。

こうした中、各団体、学校、事業所などと連携を図り、交通事故の無い安全な交通環境の整備が必要となっています。

《 基本方針 》

- 1 お年寄りや子ども、障がい者など交通弱者の安全と利便性を考えた交通体系の構築を図ります。
- 2 各団体、学校、事業所などが連携し、地域一丸となり交通安全への理解を深め、交通事故のない社会の実現を目指します。

《 主な施策 》

- 1 交通安全の普及・啓発や地域ぐるみで交通安全運動を推進し、お年寄りや子ども、障がい者の安全と利便性を考えた交通環境を整備します。
- 2 各関係団体、学校、事業所等との連携を密にした交通安全活動を通じて、町民全体の交通安全意識の高揚を図ります。



② 交通輸送体系の充実

《 現況と課題 》

本町の公共交通は、国鉄羽幌線廃止に伴う代替輸送としての各種路線バス及び本土と天売、焼尻島を結ぶ離島航路フェリーにより確保されています。

バス路線については、市町村を結ぶ幹線系統と地域内（町内）を走る枝線系統があり、いずれも生活に欠かせない地域住民の足になっていますが、自家用車の増加などにより年々利用客が減少傾向にあります。

離島航路については、平成3年の高速船導入、平成13年のフェリー代替建造と整備・充実を図ってきましたが、離島ブームの終焉等により利用客が大きく減少しています。

今後も交通弱者や離島住民の足の確保だけでなく、地域の活性化や産業振興を推進するうえで重要な路線や航路を守るため、積極的に活用することが必要となっています。

《 基本方針 》

- 1 町民の日常生活に必要な移動手段であるバス路線や離島航路の維持・確保に努めます。
- 2 離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である「離島航路」を安定的に維持していきます。
- 3 道・市町村・事業者及び関係機関との連携のもと、各公共交通の利用率や利便性の向上を推進します。

《 主な施策 》

- 1 バス路線を安定的に維持するため、計画的な車両更新や路線運航についてバス事業者への支援を行っていきます。
- 2 「羽幌～天売航路改善計画」に基づき、高速船の代替建造を中心に離島航路の維持・改善を図ります。
- 3 地域住民の足となっている町内巡回バス「ほっと号」を充実させていきます。

年	区分	船数	旅客数(人)	貨物量(t)
平成18年		2	49,563	5,718
19		2	47,772	5,299
20		2	43,603	5,225
21		2	38,343	4,717
22		2	36,189	4,577
23		2	37,670	4,168

(資料：町勢要覧・羽幌沿海フェリー(株)調)

年	区分	上り乗客 (留萌方面)	下り乗客 (築別方面)
平成18年		318,022	82,983
19		302,264	83,679
20		283,664	79,810
21		214,294	65,295
22		224,938	67,736

(資料：町勢要覧・商工観光概要)

③ 道路網の整備

《 現況と課題 》

道路は、住民生活や産業活動に欠かせないものでありますが、本町の道路網は、市街地区を縦断する国道232号線（延長11.1km）のほか、道道が10路線（延長92.8km）、町が管理する町道は241路線（延長183.5km）あります。

町道の改良率は58.0%、舗装率は52.0%で、国道や道道に比べ整備が遅れている状況です。このため、利用状況等に応じて継続して整備を行う必要があります。

また、冬期間の道路維持（除排雪）や、付属施設等についても適正な維持管理に努めていく必要があります。

《 基本方針 》

- 1 必要に応じて道路の改良及び舗装を行います。
- 2 道路の付属施設等について適正な維持管理に努めます。

《 主な施策 》

- 1 道路の新設、改良や舗装を行います。
- 2 国道や道道の改良や舗装が必要な場合は、関係機関に対して要望活動を行います。
- 3 除排雪作業を実施し、冬期間における道路を確保するため、必要に応じて機械等の更新を行います。
- 4 道路付属施設（橋梁、街路灯、街路樹、植樹柵等）の整備及び補修を必要に応じて行うとともに、維持管理を適切に行います。



④ 港湾の整備

◀ 現況と課題 ▶

平成 25 年度に耐震強化岸壁の供用が開始され旅客上屋の移転も行われますが、現フェリーふ頭整備を中心とする漁港区の狭隘化解消に向けた港湾の将来港形の検討が課題となっています。

また、全国的に国直轄港湾整備事業量が減少し、各港湾の新規港湾整備事業が採択されにくい傾向にあることから、漁港区の狭隘化解消に向けた港湾整備の年次計画が策定できないこと、老朽化施設の改良が進まないことによる維持管理経費の増大が懸念されます。

港湾利用者以外の町民には港湾整備の必要性について理解を得られていない傾向にあるため、その必要性について周知していく必要があります。

◀ 基本方針 ▶

- 1 国直轄港湾整備事業が実施されるよう要請活動を進めます。
- 2 必要に応じて港湾施設の維持管理のための改良を行います。
- 3 開発局が実施している港見学会^{※84}の羽幌港での実施を検討します。

◀ 主な施策 ▶

- 1 国直轄港湾整備事業費獲得のため各関係機関への要請活動を実施します。
- 2 港湾施設（岸壁、物揚場、道路、荷さばき地等）の整備及び補修を必要に応じて実施し、適切な維持管理を行います。
- 3 フェリー岸壁の移動に伴い、羽幌港旅客上屋を移転新設します。



港湾整備イメージ図

^{※84} 港見学会…北海道開発局が実施する一般市民向け港湾施設の見学説明会。北海道開発局が所有する船舶で、港湾施設を見学するとともに、施設の役割、管理の仕方について学べる事業。

第7節 上水道・簡易水道の安定的な供給と、安全性確保を図ります

① 上水道の整備

《 現況と課題 》

本町の上水道は昭和 31 年に創設以来、市街地に水を供給していますが、これまでに7回の拡張整備を行い、現在は計画給水人口 8,400 人、計画最大給水量 4,500 m³/日で稼働しています。

平成 12 年に策定した「上水道整備基本プラン」に基づき施設整備・改良を行った結果、豪雨による断水や一部地域での水圧低下といった課題は解消されています。

今後も設備の計画的な更新など、安全でおいしい水を安定的に供給できる体制の維持に努め、また羽幌川をこれ以上汚さないように、自然の浄化能力を保持する必要があります。

また、全国的に見て高い水準にある水道料金について、今後の水需要減少の推移を見ながら料金改定について検討していく必要があります。

《 基本方針 》

- 1 安全でおいしい水を提供します。
- 2 水源の維持管理に努めます。
- 3 設備の計画的な更新を行います。
- 4 水道料金について見直しをします。

《 主な施策 》

- 1 安全でおいしい水の安定供給に努めます。
- 2 羽幌川水源の環境浄化に努め、良好な水源と水質を確保します。
- 3 計画的な施設整備・改良を行います。
- 4 経営の健全化を行い、水道料金の改定を実施します。



② 簡易水道の整備

《 現況と課題 》

簡易水道は、天売地区（昭和 44 年）、焼尻地区（昭和 43 年）に設置されています。

天売地区は、植樹の効果により安定した良質の地下水が確保されています。焼尻地区では、過去に水源の枯渇などで慢性的な水不足が生じていましたが、取水浄水施設を整備した結果、それらの課題は現在解消されています。

今後も設備の計画的な更新など、安全でおいしい水を安定的に供給できる体制の維持に努めていくことが必要です。

《 基本方針 》

- 1 安全でおいしい水を提供します。
- 2 水源の維持管理に努めます。
- 3 施設の計画的な更新を行います。

《 主な施策 》

- 1 安全でおいしい水の安定供給に努めます。
- 2 良好な水源と水質の確保に努めます。
- 3 計画的な施設整備・改良を行います。



第8節 公共下水道や合併処理浄化槽の整備により、水洗化を促進します

① 下水道の整備

《 現況と課題 》

平成6年度からの下水道整備により、本町での下水道整備率は平成22年度末で約89.0%に達しています。また、羽幌浄化センターも平成14年度から一部供用を開始し、処理されたきれいな水を川へ流し、循環型社会の一役を担っています。しかし、町内における下水道の利用率は約50%程と低い水準であり、普及が進んでいない状況となっています。

こうした中、今後は、水洗化率の向上を最重点課題として、下水道事業が河川や海への水質保全の役割を果たし、より快適な生活環境を提供することを町民に周知しながら、水洗化向上を進めていく必要があります。

平成14年度より、下水道計画区域外の家用地合併処理浄化槽の整備を促進するため、整備費補助事業を創設し、汚水処理人口の増加を図っていますが、工事費用も高額であり、整備率が向上していない状況となっています。

生活排水が環境に与える影響や合併処理浄化槽化の利点など、町民に広く周知し、自然環境への配慮の必要性を認識していただき、合併処理浄化槽の普及促進を図る必要があります。

《 基本方針 》

- 1 下水道計画区域内の水洗化を促進します。
- 2 生活排水の自然に与える影響について広く周知し、合併処理浄化槽の整備促進を図ります。

《 主な施策 》

- 1 排水設備工事助成制度を充実します。
- 2 水洗化向上のためのPR・広報活動を充実します。
- 3 下水道の整備を推進します。
- 4 下水道計画区域外における住居の合併処理浄化槽整備に対し、整備費用の補助を実施します。

下水道事業の概要

区分	全体計画	認可計画	備考
期間	平成29年度	平成25年度	平成21年度認可変更
面積	315ha	311ha	整備面積
施設	羽幌浄化センター、羽幌ポンプ場	羽幌浄化センター、羽幌ポンプ場	
污水管	61,333m	55,187m	平成22年度末時点

(資料：建設水道課調)

第9節 町民が安心して暮らせる防災・消防体制を確立します

① 防災体制の充実

《 現況と課題 》

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、世界的にも類を見ない未曾有の大災害として、その影響が多方面に及んでおり、現在は、その復興と今後に向けた取り組みが行われています。

また、地球の気候変化に伴い、世界各地で豪雨や異常高温などの異常気象が発生しています。

このため、本町においても地震及び津波災害をはじめとした災害対策を見直す必要があり、災害発生時の情報伝達や初期活動などの充実、更には災害に対する町民の意識向上に努めていく必要があります。

《 基本方針 》

- 1 地域防災計画など防災に関する各種計画の策定、見直しを進めます。
- 2 防災知識の普及啓発に努めます。
- 3 災害発生時に備えた各種機能の充実に努めます。

《 主な施策 》

- 1 地域防災計画の見直しを検討します。
- 2 津波避難計画、ハザードマップ改訂版を作成します。
- 3 災害時要援護者対策等を推進します。
- 4 広報誌等を活用し、町民における防災意識の向上に係る普及啓発を行います。
- 5 災害時における情報通信手段の充実に努めます。
- 6 災害対策用資機材の整備及び備蓄に努めます。

② 消防体制の充実

《 現況と課題 》

現在、北留萌消防組合が保有する消防車両については、天売・焼尻島を含めて、20年以上経過した車両が5台あり、経過年数を考慮すると、計画的な更新が必要となっています。

また、消防職団員の訓練・教育については、新しい技術・知識等の習得のため、定期的な学校への派遣・訓練の実施が課題となっています。

現在、羽幌町でも救急要請件数が増加傾向にあり、救急業務高度化が求められている中で、救命士の養成、救急隊の技術の向上のための訓練・学校派遣、救命率向上のために地域住民への救急講習会の実施、又、火災予防のためのPR活動、立ち入り検査の実施、予防啓蒙活動の実施が必要となっています。

《 基本方針 》

- 1 消防設備・車両を計画的に更新し、消防力の強化を図ります。
- 2 消防職団員への定期的な訓練及び学校派遣を継続的に実施し、技術の向上を図ります。
- 3 町民の火災予防意識の向上及び、救命率の向上を図ります。
- 4 道立羽幌病院との連携の強化を図り、町民が安心して暮らせる消防体制の強化、確立を目指します。

《 主な施策 》

- 1 消防設備・水利の定期的な更新を進めます。
- 2 消防職団員の訓練・教育を充実します。
- 3 町民に対する救急講習会の実施を促進します。
- 4 火災予防活動を実施し、町民の火災予防意識向上を図ります。
- 5 救急救命士の養成・増員を進めます。
- 6 医療機関との連携強化を充実します。

救急活動状況

年	区分	火災	自然災害	水難	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他			計	不搬送
												転院搬送	資機材輸送	その他		
平成20年	出動件数	1	0	0	23	2	2	43	0	7	179	99	—	1	357	
	搬送人員	1	0	0	25	2	2	42	0	6	170	98	—	1	347	—
21	出動件数	0	0	3	17	5	3	32	0	3	157	124	—	1	345	
	搬送人員	0	0	2	19	5	3	31	0	3	155	124	—	1	343	—
22	出動件数	0	0	0	23	7	5	49	0	1	149	140	—	—	374	
	搬送人員	0	0	0	32	7	5	47	0	1	143	142	—	—	377	—

(資料：町勢要覧)



③ 犯罪の防止

《 現況と課題 》

犯罪の無い明るい住み良いまちづくりを目指し、羽幌警察署管轄において、期別ごとに広域的な運動を展開しています。今後においても、3町村、関係機関・団体、学校、事業所等が連携し、自主的な防犯活動を強力に推進する必要があります。

《 基本方針 》

- 1 地域に根差した防犯活動及び暴力追放活動を活発に展開し、安全で住み良い生活環境を確保します。

《 主な施策 》

- 1 3町村、関係機関・団体、学校、事業所等が連携した広域的な運動を展開していきます。

④ 消費生活の保護

《 現況と課題 》

近年増加傾向にある悪質な販売方法等による消費者と事業者間のトラブル解消に、行政としての対応が求められるケースが多くなっており、苦情対応等の技術習得、相談員等の育成、消費者行政専門職員等の配置が必要となっています。

また、消費者被害の防止や消費成果意識啓発を図るため、消費者団体の育成も必要となっています。

《 基本方針 》

- 1 消費者団体への支援を行うとともに、消費者被害防止、食の安全などの普及・啓発を進めます。
- 2 消費者の苦情相談に迅速に対応できる技術の習得と相談員の育成を図ります。

《 主な施策 》

- 1 消費生活意識の向上を図るため、消費者被害防止などの普及・啓発に努め、消費者団体の育成を進めます。
- 2 消費者の苦情相談に迅速に対応できる技術の習得と、相談員・専門員の育成を図ります。

⑤ 国土保全

《 現況と課題 》

本町には、羽幌川のほか、2級河川^{※85}が4河川、町が管理する準用河川^{※86}が2河川、普通河川が59河川あります。これまでに洪水や景観への対策として改修を行っておりますが、融雪や大雨などの異常出水時の対応が今後も必要となっています。

また、海岸については、侵食が著しい箇所を中心に整備を進めておりますが、今後も国土保全と災害防止への対策を行う必要があります。

《 基本方針 》

- 1 危険箇所の点検を行い、必要に応じて改修するとともに、適正な維持管理に努めます。

《 主な施策 》

- 1 準用河川及び普通河川を必要に応じて改修するとともに、維持管理を適切に行います。
- 2 国や北海道と連携し、河川や海岸を守ります。



※85 2級河川…一級水系以外の比較的流域面積が小さい水系（二級水系）の河川のうち、都道府県が管理している河川のこと。

※86 準用河川…一級河川及び二級河川以外の「法定外河川」のうち、市町村長が指定し管理する河川のこと。